

緊急事態宣言再発令の影響を受けた事業者を支援します

久留米市事業継続緊急支援金

申請受付期間 ※申請は1事業者につき1回限りです。

2021年3月18日（木）から5月31日（月）まで

支給要件

- ①緊急事態宣言に伴う時短要請対象の飲食店と直接・間接の取引があること、
または
- ②不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けたこと

により、2021年1～3月のいずれかの月の売上が2020年同月比または2019年同月比で**30%以上50%未満減少**し、また今後も事業を継続する意思があること。

※上記要件に該当する方は、福岡県中小企業者等一時支援金（法人上限15万円、個人上限10万円）を併給できる可能性があります。詳しくは県ホームページをご覧ください。

※50%以上減少の方は、国の一時支援金（法人上限60万円、個人上限30万円）を申請してください。詳しくは国の一時支援金ホームページをご覧ください。

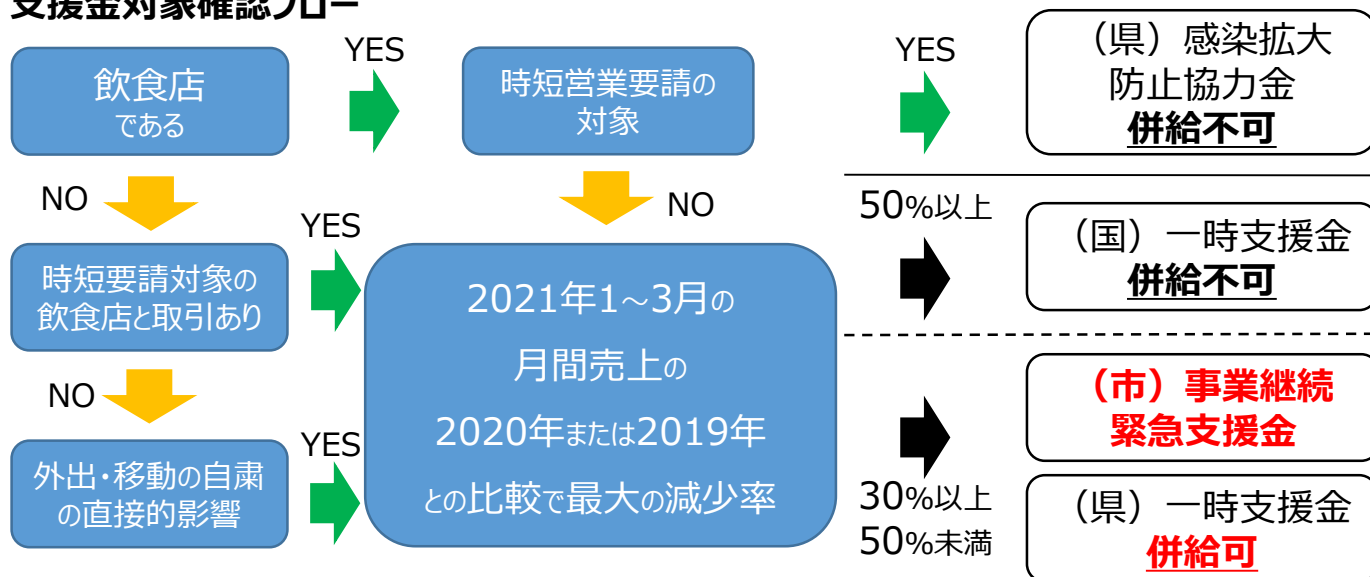
支給額（1事業者あたり）

2020年または2019年の対象期間(1～3月)の合計売上 - 2021年の対象月※の売上 × 3

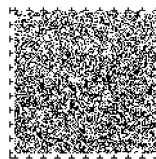
※1～3月のうち売上が2020年または2019年比で**30%以上50%未満減少**した任意の月

中小法人 上限 **30**万円 個人事業者 上限 **15**万円

対象になる方 市内に事業所または店舗等を有する中小法人・個人事業者 支援金対象確認フロー



国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」、地方公共団体の「感染拡大防止協力金」等の支援対象となる事業者は久留米市事業継続緊急支援金の対象外です



対象となる事業者の例

		具体的な事業者の例
支給要件 ①	時短要請対象の飲食店と 直接 の取引がある事業者	食品加工・製造事業者（食料品加工業者、飲料加工事業者、酒造業者等） 器具・備品事業者（食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者等） サービス事業者（接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者等）
	時短要請対象の飲食店と 間接 の取引がある事業者	流通関連事業者（業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農漁協、貨物運送事業者等） 生産者（農業者、漁業者、器具・備品製造事業者等）
支給要件 ②	主に 対面 で 個人向け に 商品・サービスの提供を 行う事業者	飲食店・喫茶店（地方公共団体の時短営業要請の対象を除く） 旅客運送事業者（タクシー、バス等） 宿泊事業者（ホテル、旅館等） 小売店（土産物店、雑貨店、アパレルショップ等） 対人サービス事業者（旅行代理店、保険代理店、理美容店、クリーニング店、マッサージ店、エステティックサロン、整骨院、整体院、結婚式場、レンタカー会社、運転代行等） 文化・娯楽サービス事業者（文化施設、映画館、カラオケ、公衆浴場、スポーツジム等）
	上記事業者へ商品・サー ビス提供を行う事業者	食品加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者等
<p>※要件を満たす場合、上記以外の事業者でも本支援金の支給対象となる可能性があります。</p>		

※公共法人、風営法上の性風俗関連特殊営業として届出義務のある者、政治団体、宗教法人は対象外

支給額算定例（中小法人の例）

	1月 (売上)	2月 (売上)	3月 (売上)	1~3月計
2021年	50万円	30万円 (B)	30万円 (見込又は確定額)	
2020年 (2021年同月比の減少率)	30万円 (66%増加)	40万円 (25%減少)	40万円 (25%減少)	110万円
2019年 (2021年同月比の減少率)	60万円 (16%減少)	50万円 (40%減少)	40万円 (25%減少)	150万円 (A)

(算定の仕方)

- ①対象月の確認：2021年の1~3月の売上と2020年・2019年の同月の売上を比較
2021年2月が2019年2月売上との比較で要件である「**30%以上50%未満減少**」を満たすため、**対象月は2021年2月**となります。

※なお、減少率が50%を超えた場合は国の一時支援金の対象となります。

- ②支給額の算定：上記の支給額の項に記載している式にあてはめて計算

$$2019年1~3月売上計 (A) - 対象月 (2021年2月) の売上 (B) \times 3$$

$$= 150万円 - 30万円 \times 3 = 60万円$$

法人の上限30万円を超えるため、**支給額は30万円**となります。

申請に必要な書類

申請をご検討の方は2020年の確定申告をお済ませ下さい

	申請に必要な書類	法人	個人
①	<p>申請書（第1号様式）、久留米市事業継続緊急支援金に係る取引先情報一覧（第2号様式）、宣誓・同意書（第3号様式）</p> <p>所定の様式にて各1部ずつ</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	<p>確定申告書の写し</p> <p>・2019年1～3月及び2020年1～3月までをその期間内に含む全ての事業年度分 ・法人は<u>確定申告書別表一</u>及び<u>法人事業概況説明書（両面）</u>、個人事業者は<u>確定申告書第一表</u>及び<u>所得税青色申告決算書（両面）</u>（青色申告の方） ※別表一（第一表）には収受日付印の押印（受付日時が印字）が必要です。 ※e-Taxで申告された場合、受信通知（メール詳細）を添付してください。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	<p>2021年1～3月の月毎の売上が確認できる書類の写し</p> <p>・売上台帳等 ※3月の売上が確定しておらず1月or2月の売上で要件を満たす場合、3月の売上台帳を添付せずに申請可能ですが、後日3月の売上台帳等の提出が必要です。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	<p>市内で事業所・店舗等を運営していることを確認できる書類の写し</p> <p>・履歴事項全部証明書（法人）、営業許可証、開業（設立）届出書等</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	<p>通帳などの振込口座に関する事項が確認できる書類の写し</p> <p>・金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、名義（カナ）が確認できるページ ※法人は法人名義、個人事業者は代表者名義の口座 ※ネット銀行等の場合、銀行サイト内の「お客様情報照会」等で上記内容を確認できる画面のコピー等をご提出ください。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	<p>代表者の本人確認書類の写し（個人事業者に限る）</p> <p>次の①～⑤のうち1点（有効期限内のものに限る）をご提出ください ①運転免許証・運転経歴証明書（住所変更等の記載がある場合は両面） ②マイナンバーカード（オモテ面） ③写真付住民基本台帳カード（オモテ面） ④在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（両面・在留資格が特別永住者のものに限る） ⑤身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（全ページ・カード式の場合は両面） ※上記の書類がない場合、住民票の写し+次のいずれか1点（パスポート（顔写真があるページ、各種健康保険証））をご提出ください。</p>		<input type="checkbox"/>
⑦	<p>役員名簿（第4号様式）（中小法人に限る）</p> <p>※登記掲載の役員全員の記載が必要です。</p>	<input type="checkbox"/>	

※審査において、次ページ「保存をお願いする書類」のほか追加書類の提出をお願いすることがあります。

- **飲食店・喫茶店の方は下記の書類もご提出ください。**
 ・県の時短営業要請が出される以前の営業時間が分かるもの（店舗チラシやホームページ等）
- **主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告された方は下記の書類もご提出ください。**
 ・本人名義の国民健康保険証（資格取得日が比較対象年月より前のものに限る）の写し
 ・2019年または2020年の収入が業務委託契約等収入であることを示す書類
 同一の業務委託契約にかかる契約書+次のいずれか1点（支払調書、源泉徴収票、支払明細書）
 ※雇用契約に基づき会社等に雇用されている方（被雇用者）及び家族等の収入で生計を維持されている方（被扶養者）は対象外です。

申請方法

郵送申請

または

電子申請



(申請書の送付先) 〒830-8520 久留米市城南町15-3
久留米市役所内 事業者支援金コールセンター 宛

保存をお願いする書類の例

※以下の書類は**申請時に提出いただく必要はありません**が、申請内容の審査等において提出を求めることがあります。求めに応じて速やかに提出できるよう、**申請者にて5年間保存**をお願いします。

保存をお願いする書類の例	
i 時短要請対象の飲食店と 直接・間接取引 がある事業者	・飲食店またはその間取引先との反復継続した取引※1を示す帳簿書類及び通帳
ii 主に 対面で個人向け に商品・サービスの提供を行う事業者	・個人顧客との継続した取引※2を示す帳簿書類及び通帳 ・事業を営んでいることを示す書類
iii 上記 ii の事業者へ商品・サービスの提供を行う事業者	・商品等の提供先が ii の事業者であることを示す書類 ・ii の事業者との反復継続した取引※1を示す帳簿書類及び通帳
iv 販売・提供先を経由して、上記 ii の事業者に商品・サービスの提供を行う事業者	・提供先との反復継続した取引※1を示す帳簿書類及び通帳 ・提供先と ii 事業者との反復継続した取引※1を示す書類

※1 2019年1月～3月及び2020年1～3月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていること（契約形態等により1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、それを示す「帳簿書類、通帳」でも可）
※2 毎日複数回の取引を行っていること

(参考) 緊急事態宣言の影響緩和に係る国や県の支援金

受付期間	国・県いずれも <u>2021年 5月31日(月)</u> まで	
支給要件	表紙の支給要件をご参照ください。 【福岡県の支援金は、福岡県内(政令市を除く)に本店又は主たる事務所(法人)、住所(個人)があることが要件】	
	売上が 50%以上減少した(国)	売上が 30%以上50%未満減少した(県)
制度名称	緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金	福岡県中小企業等一時支援金
給付額上限	法人:60万円・個人:30万円	中小法人:15万円・個人:10万円
申請方法等	電子申請のみ。申請サポート会場を開設。	電子申請を基本。事前相談で郵送も可。
問い合わせ	国【一時金相談窓口】 ☎0120-211-240 受付時間 8:30-19:00 (土日祝日含む全日対応)	福岡県【コールセンター】 ☎0120-123-071 (0570-012-371) 受付時間 平日9:00-17:00

不正受給は犯罪です。

不正受給が判明した場合は、支援金全額に加えて久留米市補助金等交付規則に基づく加算金等を請求します。また、事業者名等を公表する場合があります。

お問い合わせ先 **事業者支援金コールセンター**

TEL:0942-30-9828 (平日9:00~17:00)

FAX:0942-30-9757 メール:keizoku@city.kurume.fukuoka.jp

